

6/22ヒアリング 事実確認事項への対応

番号	6/22 資料番号	コメント	対応	記載資料番号	記載ページ
1	①	引用している別紙1の内容との整合を意識した記載とすること	ベンチマーク解析において、以下の条件・体系を精度よく評価できる旨を記載する。 ・液膜と同じ幾何形状（円管）の物質が存在する体系 ・軽水が存在する体系 ・水分がほとんど無い気相部状態である部分水位の体系	-	-
2	①	ベンチマーク解析の具体的な対象について明確にすること。（水分条件等）	同上	-	-
3	①	基本ケースと修正1群拡散理論に基づく式による差の考察を補足すること。（実効増倍率低下の鈍化理由）	基本ケースは気相部に一定量の水分が存在し、気相部へ漏れた中性子が気相部中の水分により減速され核分裂反応を起こすため、実効増倍率の低下傾向が鈍化する旨を記載する。 なお軸方向外挿距離の取り扱いに係る検討結果について別資料に示す。	-	-
4	①	縦軸タイトルを見直すこと。（軸方向の係数1.2倍のプロット取捨について検討すること。）	縦軸のタイトルを見直した。また軸方向外挿距離の文章中表記については、グラフにプロットしたもの（1.5倍および2倍）に限定する。 なお軸方向外挿距離の取り扱いに係る検討結果について別資料に示す。	-	-
5	①	一般的な物方程式との記載は「修正1群拡散理論により求める」等の記載とすべく検討のこと。	修正1群拡散理論に基づく方程式を使用する旨を記載する。	-	-
6	①	以下の式としている箇所は近似的に求める旨を明確化すること。	修正1群拡散理論に基づく方程式により、実効増倍率は近似的に求められる旨を記載する。	-	-
7	①	空間平均水密度により実効増倍率を比較できる気相部の水密度の範囲について明確化すること。	水密度が0～約0.1g/cm ³ の希薄な水分状態においては、中性子の減速が体系内に保持される水の総量に依存すると考えらるため空間平均水密度により結果比較を行う旨を記載する。	-	-
8	①	引用している参考2の記載要否（記載箇所）を見直すこと。	参考2は解析結果の妥当性確認に係る説明の骨子ではないため削除する。	-	-
9	①	移動距離が大きく異なるとの記載の根拠を示すこと。	基本ケースにおける冠水時および水位0cmでの平均自由行程を記載する。	-	-
10	①	平均自由行程10倍程度となる記載の根拠を示すこと。	同上	-	-
11	①	空間平均水密度の採用に係る記載表現（採用するのが適当である）を見直すこと。	気相部の水分量を評価する共通の指標として、空間平均水密度を用いる旨のみ記載する。	-	-
12	①	水分の存在形態の考え方について記載表現（ミクロな条件差等）を見直すこと。	水分の存在形態に係る記載を削除する。	-	-
13	①	第3-2図 横軸範囲を適切に見直すこと（0.20～1.00の省略はNG）	グラフの横軸は省略せず、0～1g/cm ³ の範囲を全て記載する。	-	-

番号	6/22 資料番号	コメント	対応	記載資料番号	記載ページ
14	②	ラック形状を記載する意味合いについて既許可以降の考え方について説明すること。	「臨界にならないよう配慮したラック形状」と記載していた意図について、既許可、設置許可基準規則等の記載箇所と紐つけて補足説明資料に記載した。	①-2	別添5-1
15	②	「想定される」がどの言葉に掛かっているのか説明すること。	臨界防止に係る記載のうち、手順等で想定される各条件との関係について、補足説明資料に記載した。	①-2	別添5-2
16	②	最も反応度の高い新燃料の意味するところを説明すること。	燃料配置に係る記載のうち、本文との関係や記載表現について、補足説明資料に記載した。	①-2	別添5-2 ～ 5-5
17	②	「最適評価手法を採用し」とあるが、添付十の記載も確認の上、意味合いを説明すること。	最適評価手法と記載した意図について、補足説明資料に記載した。	①-2	別添5-6 ～ 5-7
18	②	中性子吸収の考慮要否に係る使い分けについて説明すること。(制御棒クラスタ等と塩素)	制御棒クラスタ等の「等」が何を指すか、及び評価における中性子吸収効果の考慮有無について、補足説明資料に記載した。	①-2	別添5-6 ～ 5-7
19	②	評価条件に係る最適評価手法の意味合いと記載内容を明確にし説明すること。	No.17に合わせて記載した。	①-2	別添5-6 ～ 5-7
20	⑤	添付書類五に7月1日の組織改正を反映しない理由について補足説明資料にて説明のこと。	補足説明資料に理由を記載した。	⑤	P129
21	⑥	2020年4月より前の申請案件で、法改正以降に設計活動をやり直した場合の活動実績の記載について、考え方を整理すること。	本申請は、2020年4月より前の申請であるが、法令改正に基づき認可された保安規定の施行（2020年6月4日）以降の設計活動を実績として記載しているため、保安規定施行までの実績が含まれていることが分かる「なお書き」を記載していなかったが、2020年4月より前の他の申請案件と同様に「なお書き」を追加する。	⑥	P1,P3,P8